

たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、当該設備を設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、兵庫県環境部補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建の専用住宅の用に供する家屋（併用住宅及び共同住宅を除く。）をいう。
- (2) FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）に基づき再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務付ける制度をいう。
- (3) FIP制度（フィードインプレミアム制度） 特別措置法に基づき再生可能エネルギーで発電された電気を事業者が売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで、再生可能エネルギー導入を促進する制度をいう。
- (4) PPA（パワーパーチェスアグリメント） 事業者が建物の屋根等を借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を住民が使用することをいう。
- (5) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。
- (6) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量及び適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- (7) 環境価値 環境に配慮した活動によって生み出される付加価値をいう。
- (8) JEM規格 日本電機工業会（JEMA）が取扱製品基準表に定める電気機器に係わる設計、製造、試験及び使用に係わる事項について規格として制定したものをいう。
- (9) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定される鉱工業品等の国家規格である「日本産業規格」をいう。
- (10) IEC 国際電気標準会議をいう。
- (11) IEC EE-CB制度 IEC EE（IEC電気機器・部品適合性試験認

証制度)に基づき運営され、電気機器の試験結果を国際的に相互承認する制度をいう。

(12) NCB I E C E Eによって、その国の認証機関として認められた機関をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる設備(以下「補助対象設備」という。)を設置する事業とする。ただし、それぞれ単体での設置又はP P A若しくはリースによる導入は、補助事業対象外とする。

(1) 自家消費型太陽光発電設備(屋根置に限る。)

(2) 蓄電池(定置用に限る。)

2 対象となる設備の要件については、別表第1に掲げる補助事業の区分に応じ、その右欄に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 市内で自ら所有し居住する新築・既築住宅(太陽光未設置の建売住宅を含む。)に新たに自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する者(個人が設置する補助対象設備に限る。)

(2) F I T又はF I P制度の認定を取得しない者

(3) 補助対象設備で発電する電力量の30%以上を当該設備を設置する住宅の敷地内で消費する者

(4) 兵庫県及び本市に納付すべき税を滞納していない者

(5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者

(6) たつの市暴力団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る工事費用で別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じ、当該各号に定めるところにより求められる額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を合算した額とする。

(1) 自家消費型太陽光発電設備 補助単価は、1kW当たり7万円とする。ただ

し、5 kW（太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値（小数点以下切り捨て））を上限とする。

- (2) 蓄電池 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、1 kWh 当たり141,000円に3分の1を乗じて得た額かつ5 kWh（小数点第2位以下切り捨て）を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
 - (2) 誓約書（様式第3号）
 - (3) 交付要件該当に係る確認書（様式第4号）
 - (4) 住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業計画書（様式第5号）
 - (5) 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）（様式第6号）
 - (6) 見積書及び見積内訳書の写し
 - (7) 設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書の写し（既築住宅の場合）
 - (8) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（既築住宅の場合）
 - (9) 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの
 - (10) 機器設置前の現況写真
 - (11) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）
 - (12) 国の他の補助を利用する場合にあっては、補助対象設備について補助を受けていないことが確認できる書類（国の補助金交付決定通知書等）
 - (13) 市税の完納証明書の写し（既築住宅の場合）
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、当該申請が適当であると認めるときは、条件を付して交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請者に通知する。

（補助金の変更申請等）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付申請書（様式第8号）に、第7条の規定により提出した書類のうち、変更が生じる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、当該申請が適当であると認めるときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、交付決定対象者に通知する。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定対象者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認すべきものと認めるときは、その旨を住宅用太陽光発電設備等導入補助金中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により、交付決定対象者に通知する。

（実績報告）

第11条 交付決定対象者は、補助事業が完了したときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第13号）
 - (2) 住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業実績報告書（様式第14号）
 - (3) 請求書及び領収書の写し
 - (4) 補助対象設備の保証書の写し
 - (5) 設置する土地・建物の全部事項証明書の写し（新築住宅の場合）
 - (6) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（新築住宅の場合）
 - (7) 電力会社との接続契約書及び売電契約書等（FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し
 - (8) 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
 - (9) 設備の設置が確認できる写真
 - (10) 県税の滞納がないことを証明する書類の写し（納税証明書（3）滞納の税額がないことの証明）
 - (11) 契約書及び契約内訳書の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電設備等導入補助金額確定通知書（様式第15号）により交付決定対象者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により、交付決定対象者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金返還命令書(様式第18号)により期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び遅延利息)

第16条 交付決定対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付決定対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 交付決定対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じて定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)内に、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備 17年
- (2) 蓄電池 6年

2 交付決定対象者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 交付決定対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、前条第1項に定める処分制限期間の間、保存しなければならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月8日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業	設備の要件
共通事項	<p>(1) 整備する設備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。</p> <p>ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるもの</p> <p>イ 各種法令等に遵守したもの</p> <p>ウ 商用化され、導入実績があるもの</p> <p>エ 中古設備でないもの</p> <p>(2) 補助事業全体の費用効率性(補助対象経費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値)が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の補助対象設備の交付率等によらず補助対象経費から除外すること。</p> <p>(3) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(4) 国又は県の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p>
自家消費型太陽光発電設備	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>(3) 特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。(専らFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。)特に、次のア～ケを全て遵守すること。</p> <p>ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計</p>

	<p>を行うよう努めること。</p> <p>エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。</p> <p>オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>ク 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>ケ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。</p>
蓄電池	<p>(1) 導入する自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 家庭用の蓄電システム(12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き))となるよう努めること。</p> <p>(5) 家庭用蓄電池(20kWh未満)であり、次のア～カに掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>ア 蓄電池パッケージ 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つ</p>

のパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次に掲げる所定の表示がなされていること。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、日本産業規格「JIS C 4413 低圧蓄電システムの評価指標」を参照すること。)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(W h)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合

は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満たすこと。

エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

J I S C 4 4 1 2 の規格を満たすこと。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 又は J I S C 4 4 1 2 - 2 ※ の規格も可とする。

※ J I S C 4 4 1 2 - 2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量 1 0 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関 (N C B) であること。

	<p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>カ 保証期間</p> <p>メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含まない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>
--	---

別表第2(第5条関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 (1) 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) (2) 水道光熱費(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) (3) 機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。)) (4) 負担金(補助事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経

			費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金（13,500円/kWを上限とする。））
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費		補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 (1) 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け、整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理及び安全施設に要する費用
	現場管理費		補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
	一般管理費		補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、消耗品費及び通信交通費をいう。
付帯工事費			本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費			補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
測量及び試験費			補助事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※補助対象経費は補助事業を行うために必要な経費で、補助事業で導入されたことを証明できるものに限る。

※消費税及び地方消費税は対象外とする。

たつの市長 様

住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書

住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けたいので、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額

申請額算出		申請額
自家消費型太陽光 発電設備 ※太陽光パネルとパ ワーコンディショナ 出力の低い値	$\text{ kW} \times 7 \text{ 万円}$ ※5kW(小数点以下切捨て)を上限	円 (千円未満切捨て)
蓄電池 ※上記自家消費型太 陽光発電設備の付帯 設備に限る	$\text{円/kWh} \times 1/3 \times \text{ kW}$ h ※141,000円/kWhの1/3かつ5kWh(小数点第2 位以下切捨て)を上限	円 (千円未満切捨て)
交付申請額合計		円

【添付書類】

- 1 収支予算書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 交付要件該当に係る確認書（様式第4号）
- 4 住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業計画書（様式第5号）
- 5 委任状（補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。）（様式第6号）
- 6 見積書及び見積内訳書の写し
- 7 設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書の写し（既築住宅の場合）
- 8 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（既築住宅の場合）
- 9 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの
- 10 機器設置前の現況写真
- 11 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）
- 12 国の他の補助を利用する場合にあっては、補助対象設備について補助を受けていないことが確認できる書類（国の補助金交付決定通知書等）
- 13 市税の完納証明書の写し（既築住宅の場合）

1 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第3号（第7条関係）

誓約書

補助金交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

- 1 たつの市内で自ら所有し居住する新築・既築住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入すること。
- 2 兵庫県及びたつの市に納付すべき税を滞納していないこと。
- 3 たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- 4 たつの市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 5 市長が、上記4を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。
- 6 たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第14条に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第14条 市長は、交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により、交付決定対象者に通知する。

- 7 地方自治法第221条第2項に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

年 月 日

たつの市長 様

住 所
氏 名

様式第4号（第7条関係）

交付要件該当に係る確認書

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しません。
- 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行います。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。
- 6 一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
- 8 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守します。
- 12 法定耐用年数が経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- 13 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。
- 14 補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていません。かつ今後も受けません。
- 15 補助対象設備は、市が交付決定した後に、契約及び設置します。
- 16 県税の滞納はありません。実績報告時には滞納がないことを証明する書類を提出します。

上記事項を遵守します。

年 月 日

署名 _____

住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業計画書

申請者	氏名		連絡先		
	住所				
設備の設置場所					
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅（太陽光未設置の建売住宅を含む。）		<input type="checkbox"/> 新築住宅		
設置内容	<input type="checkbox"/> 既設（増設の場合は卒FITの証明が必要）		<input type="checkbox"/> 新設		
事業予定	着工予定日	年	月	日	
			完了予定日	年	
				月	
				日	
太陽光発電設備	太陽光パネル合計出力	パワーコンディショナ合計出力	採用出力		
	kW	kW	(A)	kW	
	補助金の額【(A)×70,000円】 採用出力が5kWを超える場合は 【5×70,000円】		(B)	円	
	余剰電力の売電有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	売電先 (有の場合)		
定置用蓄電池	1台当たりの蓄電容量	設置台数	蓄電容量		
	kWh	台	(C)	kWh	
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	円	
		工事費	(E)	円	
	価格/kWh	{(D)+(E)}÷(C) ※141,000円/kWhが上限	(F)	円	
補助金の額【(F)×1/3×(C)】		(G)	円		
補助金交付申請額【(B)+(G)】			円		
自家消費計画	①年間発電量見込み	②年間自家消費量見込み	③年間売電量見込み	自家消費率(②/①×100)	
	kWh	kWh	kWh	%	
国の補助金等の利用状況	利用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	状況(有の場合)		
	補助金名 (有の場合)	その他の場合記載			
	確認事項 (有の場合)	<input type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません。			
施工業者	事業者名				
	所在地				
	責任者名				
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス	
FIT制度利用について	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません。			

様式第6号（第7条関係）

委任状

たつの市長 様

私は都合により下記の者を代理人と定め、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付に係る手続を委任します。

(代理人)
住 所

氏 名

連 絡 先

年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

* 自署であれば押印不要

様

たつの市長

印

住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付については、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第8条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助申請者は、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前各項に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) この補助金は、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき。
 - イ 中止又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、速やかに住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績報告書等を提出してください。
 - (4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員の書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。
 - (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (6) たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付申請書

住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、下記のとおりその内容を変更したいので、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額

申請額算出		申請額
自家消費型 太陽光発電設備 ※太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値	$\underline{\hspace{2cm}} \text{ kW} \times 7 \text{ 万円}$ ※5kW(小数点以下切捨て)を上限	円 (千円未満切捨て)
蓄電池 ※上記自家消費型太陽光発電設備の付帯設備に限る	$\underline{\hspace{2cm}} \text{ 円/kWh} \times 1/3 \times \underline{\hspace{1cm}} \text{ kW}$ $\underline{\hspace{1cm}} \text{ h}$ ※141,000円/kWhの1/3かつ5kWh(小数点第2位以下切捨て)を上限	円 (千円未満切捨て)
交付申請額合計		円

2 変更の理由

3 増減額

変更申請額 _____ 円 - 交付決定額 _____ 円 = _____ 円

4 添付書類

住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書の添付書類に準じる。

様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

たつの市長

印

住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第9条第2項の規定により、交付することを変更決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、上記変更申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助対象経費及び交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
今回増(△減)額	金	円
- 3 補助金交付の条件等については、上記のほか、年 月 日付け第 号のたつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書第3項から第6項までに定めるとおりとする。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住宅用太陽光発電設備等導入補助金中止(廃止)承認申請書

住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、下記のとおり中止(廃止)したいので、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日

中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

たつの市長

印

住宅用太陽光発電設備等導入補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、下記のとおり承認することに決定したので、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

年 月 日付けで申請のあった事業は、補助金中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書

住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金について、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円

【添付書類】

- 1 収支決算書(様式第13号)
- 2 住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業実績報告書(様式第14号)
- 3 請求書及び領収書の写し
- 4 補助対象設備の保証書の写し
- 5 設置する土地・建物の全部事項証明書の写し（新築住宅の場合）
- 6 住民票又は住民票記載事項証明書の写し（新築住宅の場合）
- 7 電力会社との接続契約書及び売電契約書等（FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し
- 8 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
- 9 設備の設置が確認できる写真
- 10 県税の滞納がないことを証明する書類の写し（納税証明書（3）滞納の税額がないことの証明）
- 11 契約書及び契約内訳書の写し
- 12 その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業実績報告書

申請者	氏名		連絡先		
	住所				
設備の設置場所					
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既築住宅（太陽光未設置の建売住宅を含む）		<input type="checkbox"/> 新築住宅		
設置内容	<input type="checkbox"/> 既設（増設の場合は卒FITの証明が必要）		<input type="checkbox"/> 新設		
事業予定	着工日	年 月 日	完了日	年 月 日	
太陽光発電設備	太陽光パネル 合計出力	パワーコンディショナ 合計出力	採用出力		
	kW	kW	(A)	kW	
	補助金の額【(A)×70,000円】 採用出力が5kWを超える場合は 【5×70,000円】		(B)	円	
	余剰電力の売電 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	売電先 (有の場合)		
定置用蓄電地	1台当たりの 蓄電容量	設置台数	蓄電容量		
	kWh	台	(C)	kWh	
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	円	
		工事費	(E)	円	
	価格/kWh	{(D)+(E)} ÷ (C)	(F)	円	
	補助金の額【(F)×1/3×(C)】 ※141,000円/kWhが上限		(G)	円	
補助金交付申請額【(B)+(G)】			円		
国の補助金等の 利用状況	利用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	状況 (有の場合)		
	補助金名 (有の場合)				
		その他の場合記載			
確認事項 (有の場合)	<input type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません。				
施工業者	事業者名				
	所在地				
	責任者名				
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス	
FIT制度利用について	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT制度による売電は行っていません。			

様式第15号（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

たつの市長

印

住宅用太陽光発電設備等導入補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第16号(第13条関係)

年 月 日

たつの市長 様

住 所
氏 名
電 話 ()
電子メール

住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった住宅用太陽光
発電設備等導入補助金について、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金
交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード			
支店名	本店・支店 出張所	支店コード			
預金種別	普通・当座 (いずれかに○)				
口座番号					
フリガナ					
口座名義人					

※通帳のコピー等、口座情報がわかるものを添付してください。

様式第17号（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

たつの市長



住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

取 消 理 由

様式第18号（第15条関係）

第 年 月 日
号

様

たつの市長



住宅用太陽光発電設備等導入補助金返還命令書

たつの市住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第15条の規定により、
年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月
日交付した補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金等

返還を命じる補助金	円
返 還 期 限	年 月 日限り